

○中山町猫の不妊・去勢手術費補助金交付規程

(趣旨)

第1条 この告示は、飼い主のいない猫の増加を防止し、生活環境の向上を図ることを目的とし、個人、団体等が行う飼い主のいない猫及び多頭飼育猫の不妊手術又は去勢手術に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、中山町補助金等の適正化に関する規則（昭和40年規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不妊手術 雌猫の卵巣又は卵巣及び子宮の摘出手術をいう。
- (2) 去勢手術 雄猫の精巣の摘出手術をいう。
- (3) 避妊手術 不妊手術及び去勢手術をいう。
- (4) 飼い主のいない猫 町内に生息し、特定の飼い主がいない又は判明しない猫をいう。
- (5) 多頭飼育猫 不適正な飼育原因により、町内において複数頭が特定の者又は団体等の管理下に置かれており、町長が多頭飼育されていると認めた猫をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内に住所を有する者又は町内に事務所若しくは住所を有する団体であって、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 飼い主のいない猫に対し、動物病院で避妊手術を受けさせようとする者又は団体
- (2) 不適正な飼育原因により複数の猫が自己の管理下にあり、町長が多頭飼育を行っていることを認めた者又は団体等

2 前項の規定にかかわらず、同一の猫を対象に、国、県その他団体から同様の補助を受ける者は補助金の交付の対象としないものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる費用とする。

- (1) 避妊手術に要する費用
- (2) その他町長が必要と認める費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、不妊手術1件につき1万円又は去勢手術1件につき5,000円を上限とし、補助対象経費が上限額に満たないときは、補助対象経費の額とする。ただし、多頭飼育猫については補助対象経費に3分の1を乗じて得た額又は不妊手術1件につき1万円若しくは去勢手術1件につき5,000円のいずれか低い額とする。

2 算定された額に100円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の事前申込)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、町長が別に定める日までに、事業計画書(様式第1号)を提出しなければならない。

(補助事業等交付申請及び実績報告)

第7条 規則第5条に規定する補助金等交付申請及び規則第14条に規定する実績報告は、中山町猫の不妊・去勢手術費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第2号)によるものとし、申請者は、事業完了後すみやかに次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 手術完了後の状況を示す写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助事業の中止申請)

第8条 申請者が、補助事業を中止するときは、事業中止申請書(様式第3号)を提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び額の確定の通知)

第9条 町長は、第7条の補助金交付申請書兼実績報告書を受理した場合は、規則第6条及び第15条の規定に基づき補助金の交付の決定及び交付額の確定を行うものとし、中山町猫の不妊・去勢手術費補助金交付決定及び額確定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(遵守事項)

第10条 第3条第1項第1号に該当する申請者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金の交付の対象となる猫が、避妊手術済であることが識別できるよう片方の耳にV字カットの措置を講ずること。
- (2) 補助金の交付の対象となる猫のトイレ、餌の管理を行い、周辺環境の美化を図

るとともに近隣住民の理解を得るように努めること。

(帳簿等の保管)

第 11 条 規則第 21 条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日が属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年間保管しなければならない。

(雑則)

第 12 条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

事業計画書

1 事業の内容（本人記入）

手術の種類	☐ 不妊手術（めす）・ ☐ 去勢手術（おす）	
猫について	区分	☐ 飼い主のいない猫・ ☐ 多頭飼育猫
手術について	病院名	
	予定日	年 月 日

2 飼い主のいない猫について（本人以外が記入）

確認者	住所	
	氏名	
	電話番号	

※近隣居住者や知人等、本人及びその家族以外の方から自署してもらうようお願いします。

手術を受ける猫を対象に、国、県その他団体から同様の補助を受けておりません。

また、事前申込にあたり、手術等に関して生じた事故等については、自己の責任で処理することを承諾します。

本人自署欄

住所

氏名

電話番号

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

中山町長 様

住所

氏名

電話番号

中山町猫の不妊・去勢手術費補助金交付申請書兼実績報告書

中山町猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 事業の内容（該当項目に☑を入れてください）

手術の種類	☐ 不妊手術（めす）・ ☐ 去勢手術（おす）	
猫について	区分	☐ 飼い主のいない猫・ ☐ 多頭飼育猫
	種類	☐ 雑種・ ☐ その他（ ）
	年齢	☐ 0～6カ月・ ☐ 7カ月～1年・ ☐ 1年1カ月～1年6カ月 ☐ 1年7カ月～
	毛色	☐ 黒・ ☐ 灰・ ☐ 白・ ☐ 茶・ ☐ その他（ ） ※猫の毛色全てにチェック
手術について	病院名	
	手術日	年 月 日
	費用	円（消費税込み）
※費用は手術費用のみ記載して下さい。ワクチン等手術以外の費用は除きます。		

2 申請者の依頼により避妊手術を実施した猫は上記の内容であることを証明します。（必ず獣医師より証明してもらうようにして下さい。）

獣医師証明欄	住所	
	獣医師名	
	電話番号	
	V字カット	☐ 実施しました ※飼い主のいない猫の場合は必ず記入

3 添付書類

- (1) 避妊手術費の領収書の写し
- (2) 手術完了後の状況を示す写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

中山町長 様

事業実施主体の住所

並びに名称

及び代表者氏名

事業中止申請書

年 月 日付で事業計画書を提出しました中山町猫の不妊・去勢手術費補助事業について、下記のとおり事業を中止したいので、中山町猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

1 中止の理由及び内容

様式第 4 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

氏名又は名称及び代表者氏名 様

中山町長 印

中山町猫の不妊・去勢手術費補助金交付決定及び額確定通知書

年 月 日付で提出のあった中山町猫の不妊・去勢手術費補助金交付申請兼実績報告書に基づき、次のとおり補助金の交付を決定し、額を確定したので通知します。

記

中山町猫の不妊・去勢手術費補助金

交付決定及び確定額 円